

平成
17年度

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業

補助金申請の手引き

ディーゼル自動車からLPガス自動車に転換する
費用の一部を補助します

(PDF版)



きれい
静か
低燃費



日本LPガス協会

補助金交付申請の手順

申請者

日本LPガス協会

申請書(様式第1)提出

事前申請です。
事務処理の都合により、登録予定日から1週間～10日以前に、添付書類を添えて提出してください。
p.3をご覧ください。

審査

ディーゼル自動車の抹消・売却・譲渡 LPガス自動車の改造・登録・支払い完了

交付決定通知書を受け取ってから、ディーゼル自動車の廃止ならびにLPガス自動車の登録を行ってください。

交付決定通知書

申請書を審査し、補助金の交付が適正と認められたとき、交付します。

実績報告書(様式第7)提出

ディーゼル自動車の廃止、LPガス自動車の登録およびLPガス自動車の購入代金支払いが完了したら、30日以内または平成18年3月20日のどちらか早い日までに、添付書類を添えて提出してください。
p.5をご覧ください。

確定通知書

実績報告書を審査の上、補助金の額を確定し、交付します。

支払請求書(様式第10)提出

確定通知書に基づき提出してください。後日、補助金を指定口座に振り込みます。

補助金の振込み

指定金融機関口座

補助金申請の手引き

申請に先立って、本手引きをお読みいただき、補助金交付の要件および補助金の交付申請から交付までの流れを十分ご理解ください。
補助金交付の要件あるいは提出書類等に不備がある場合、補助金の交付ができません。

目次

1.事業の概要	1
2.補助対象車両	
3.補助対象経費	
4.補助金の交付額	
5.平成17年度予算額	
6.補助金の交付申請から交付までの流れ	
7.その他の事項	
8.別表 特種用途自動車	
9.記入例「省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請書」(様式第1)	
10.実績報告書に貼付するLPガス自動車撮影例	
11.省エネルギー型LPガス自動車補助金交付対象車マーク貼付例	
申請書・実績報告書・改造費用証明書等 平成17年度 様式集	14

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業

1. 事業の概要

LPガスの流通の合理化、効率化ならびに地球環境対策に資することを目的に、日本LPガス協会（以下「協会」という。）が経済産業省から補助金を受けて、ディーゼル自動車から省エネルギー型LPガス自動車への転換を促進するために補助金を交付します。

2. 補助対象車両

補助金交付の対象は、以下の要件に適合する車両とします。

- (1) 平成17年4月1日以降にディーゼル自動車を廃止（抹消、売却、譲渡）し、LPガス自動車（新車）に転換（初度登録）すること。
 - (2) 転換するLPガス自動車は、軽自動車、小型自動車及び普通自動車であって、用途が貨物用、乗車定員11人以上の乗合用及び別表に示す特種用途自動車であること。
 - (3) 協会が定める省エネルギー型LPガス自動車の基準に適合していること。
- 省エネルギー型LPガス自動車の基準は、省エネルギー基準及び低排出ガス基準で、次のとおりです。

1) 省エネルギー基準

車両総重量（GVW）3.5トン以下の車両に係る基準

種別	車両重量	基準値
軽自動車	703kg未満	11.6km/L以上
	703kg以上 828kg未満	11.1km/L以上
	828kg以上	10.6km/L以上
小型・普通自動車 (GVW 1.7t以下)	1,016kg未満	10.6km/L以上
	1,016kg以上	9.9km/L以上
普通自動車 (GVW 1.7t超、3.5t以下)	1,266kg未満	8.0km/L以上
	1,266kg以上 1,516kg未満	7.1km/L以上
	1,516kg以上	6.4km/L以上

(注) 新規登録時の10・15モード排出ガス測定値に基づくカーボンバランス法の計算式による。

$$\text{省エネルギー性能} = \frac{464}{(\text{燃費算出計算式}) (0.429 \times \text{CO排出量} + 0.866 \times \text{HC排出量} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{排出量})}$$

車両総重量（GVW）3.5トン超の車両に係る基準

種別	車両総重量	基準値
普通自動車	3.5t超	1.6kWh/L以上

(注) 新規登録時のG13モード排出ガス測定値に基づくカーボンバランス法の計算式による。

$$\text{省エネルギー性能} = \frac{464}{(\text{燃費算出計算式}) (0.429 \times \text{CO排出量} + 0.866 \times \text{HC排出量} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{排出量})}$$

2) 低排出ガス基準

種 別	試験モード	成分	基準値
軽自動車	10・15モード (g/km)	CO	3.30以下
		HC	0.07以下
		NOx	0.07以下
	11モード (g/test)	CO	38.0以下
		HC	1.75以下
		NOx	1.10以下
小型自動車・普通自動車のうち、 車両総重量 1.7t 以下のもの	10・15モード (g/km)	CO	0.67以下
		HC	0.04以下
		NOx	0.04以下
	11モード (g/test)	CO	19.0以下
		HC	1.10以下
		NOx	0.70以下
普通自動車のうち、 車両総重量 1.7t超、3.5t以下のもの	10・15モード (g/km)	CO	2.10以下
		HC	0.04以下
		NOx	0.07以下
	11モード (g/test)	CO	24.0以下
		HC	1.10以下
		NOx	0.80以下
普通自動車のうち、 車両総重量 3.5t 超のもの	13モード (g/kWh)	CO	16.0以下
		HC	0.44以下
		NOx	1.69以下

補助対象車両は、補助対象車両一覧（別紙）を参考にしてください。

3. 補助対象経費

補助対象となる経費は、省エネルギー型LPガス自動車に転換するための費用のうち、次に示す費用とします。ただし、消費税及び地方消費税は補助の対象にはなりません。

自動車の新規登録を受けていない既存燃料車を、省エネルギー型LPガス自動車に転換する費用のうち、燃料供給装置、燃料容器、電子制御ユニット及び改造工賃。
省エネルギー型LPガス自動車と既存燃料車との差額。

4. 補助金の交付額

省エネルギー型LPガス自動車への転換に対して交付する補助金の額は、上記3の補助対象経費の2分の1とし、円未満は切り捨てます。ただし、補助金の上限額は次に示すとおりです。

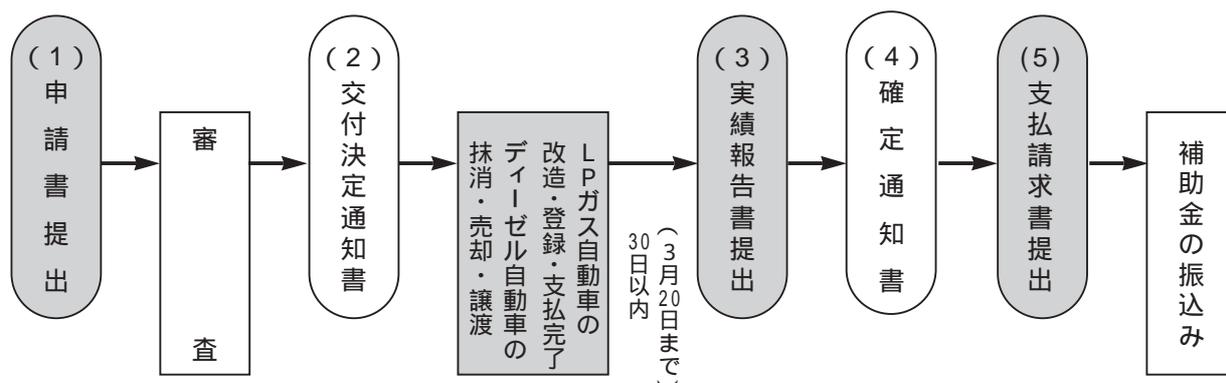
種 別	区 分	補助金上限額	
軽自動車	軽貨物車（ハイゼット、アルトなど）	200千円	
小型自動車及び普通自動車	貨物車	GVW3.5トン以下 （プロボックスバン、ADバン、キャラバンなど）	200千円
		GVW3.5トン超 （ダイナ、エルフ、キャンター、タイタン、デュトロ、コンドルなど）	250千円
	乗合自動車	乗車定員11人以上 （コースターなど）	250千円
	特種自動車	上記各車種をベースとする特種車 （冷蔵冷凍車、給水車、塵芥車、 架線修理車、高所作業車など）	250千円

（注）上記の補助金上限額は、消費税及び地方消費税を含みません。

5.平成17年度予算額

予算 2.50億円（予算は、変わる場合があります。）

6.補助金の交付申請から交付までの流れ



(1) 申請書提出

申請者

省エネルギー型LPガス自動車を新車で所有しようとする者（自動車検査証の所有者）が、申請者となります。したがって、リースまたは割賦販売の場合、自動車の所有者であるリース事業者または割賦販売事業者が申請者になります。この場合、補助金を使用者に還元しなければなりません。

申請の時期

補助金交付の申請は、事前申請です。すなわち、

- イ) 自動車の新規登録（初度登録）前であること。
- ロ) ディーゼル自動車の廃止前であること。

また、申請の日から90日以内に初度登録が可能であること。ただし、塵芥車などの特種車は、この限りではありません。この場合、新車注文書の写しを提出してください。

申請受付

平成17年度は、年度予算を四半期ごとに振り分けて、申請を受付けます。各期ごとに、補助金交付額の合計が予算額に達したときに受付を停止します。

第1期 受付開始：平成17年5月6日（金）から受付けし、先着順に処理します。

予 算 額：年度予算の30%相当額

郵送・宅配便の場合、平成17年5月6日の投函・依頼から有効とします。

先着順位の設定は、郵送等の場合は消印の日付、持ち込みの場合（土、日及び祝日等協会の規程による休日を除く9:00～12:00、13:00～17:30に限り）は受付日を基にします。

事後申請特例期間：初度登録日が、平成17年4月1日～平成17年5月14日の車両にあっては、平成17年5月6日～平成17年5月20日までの到着分に限り、補助金交付申請を受付けます。

第2期 受付開始：平成17年7月11日（月）以降に初度登録する車両を対象に、平成17年7月1日（金）から受付けし、先着順に処理します。

予算額：年度予算の30%相当額

先着順位の設定、その他は、第1期に準じます。

第3期 受付開始：平成17年10月11日（火）以降に初度登録する車両を対象に、平成17年10月3日（月）から受付けし、先着順に処理します。

予算額：年度予算の20%相当額

先着順位の設定、その他は、第1期に準じます。

第4期 受付開始：平成18年1月16日（月）以降に初度登録する車両を対象に、平成18年1月6日（金）から平成18年3月10日（金）の到着分まで受付けし、先着順に処理します。

予算額：年度予算の20%相当額

先着順位の設定、その他は、第1期に準じます。

なお、補助金交付申請は、ディーゼル自動車を廃止し、LPガス自動車の登録・代金の支払い完了後、平成18年3月20日（月）までに省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業実績報告書が提出できるものに限りま

申請書

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請書（様式第1）を用い、記入例（P.9）を参考にして記入し、次に示す添付書類とともに協会に提出・申請してください。1申請書につき1台です。

1) 添付書類

① 改造見積書

② 車両概要書などの諸元または改造等概要説明書（改造自動車等審査結果通知書）の写し

③ 自動車排出ガス試験成績書の写し（自動車製造者の社内測定または改造事業者が受験した公的機関のもの）

廃止するディーゼル自動車の自動車検査証の写し

申請者が法人の場合、会社概要パンフレットまたは登記簿謄本等（代表者、所在地、業務内容等が記載されたもの）

申請者がリース会社等の場合、リース等許可証の写し（国土交通省各陸運局陸運支局で発行されるもの）

リース契約等の見積書の写し（補助金が交付された場合、使用者に還元されることが明記されていること）

LPガス自動車の登録予定日が、申請日より90日を超える特種車の場合は、新車注文書の写し

ただし、導入する省エネルギー型LPガス自動車が、協会の認定車両の場合は②及び③を添付する必要はありません。また、協会の認定車両のうちメーカー仕様車にあっては①も不要です。

(2) 交付決定通知書

提出された申請書を審査し、補助事業として適正と認められたときは交付決定通知書を交付します。（交付決定通知書の交付により、申請者は補助事業者となります。）

補助事業者は、交付決定通知書を受領してからLPガス自動車の改造、車両登録及びディーゼル自動車の廃止を実施してください。

補助金交付額は、後日提出される実績報告書に基づいて審査し確定されますので、交付決定通知書が交付されても、減額されたり交付されないことがあります。また、交付決定にあたり、適正な交付を行うために申請内容を修正したり、条件を付けることがあります。

申請の取下げ

補助事業者は、補助金の交付決定の内容またはこれに付けられた条件に対して不服があって申請を取下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から7日以内に省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請取下書（様式第3）を提出してください。

計画変更

補助事業者は、補助事業を廃止しようとするとき、または申請書に記載した内容を変更しようとするときは、事前に協会に連絡してください。

補助事業の廃止、及び申請書に記載した内容のうち次に示す事項に変更がある場合は、省エネルギー型LPガス自動車交付申請計画変更等承認申請書（様式第4）を提出していただきます。

- イ）申請者の名称、代表者の氏名または所在地
- ロ）使用者の名称
- ハ）廃止するディーゼル自動車（自動車検査証の写し添付）
- ニ）転換する省エネルギー型LPガス自動車
- ホ）車両登録日（30日を超える場合）

(3) 実績報告書提出

補助事業者は、ディーゼル自動車を廃止し、LPガス自動車の自動車検査証の交付を受け、代金の支払いを終了することにより補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内、または平成18年3月20日（月）のいずれか早い日までに、省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業実績報告書（様式第7）を、次に示す添付書類とともに提出してください。

手形で支払った場合は、手形の決済日が代金の支払日となります。

添付書類

写真（自動車登録番号標のついた車両の外観及び燃料容器を撮影したもの、P.11参照）

自動車検査証の写し

領収書の写し（手形で支払った場合は、手形の写しも添付すること）

LPガス自動車への転換の基となったディーゼル自動車の抹消、売却、譲渡を証するものの写し（抹消の場合は抹消登録証明書、売却、譲渡の場合は各儀変更後の自動車検査証等）

リース契約等の場合、金額が記載されたリース契約書等の写し（補助金が交付された場合、使用者に還元されることが明記され、そのことを使用者が了解していること）

省エネルギー型LPガス自動車改造費用証明書（業務細則・様式1）

ただし、導入した省エネルギー型LPガス自動車が、協会の認定車両のうちメーカー仕様車の場合は、を添付する必要はありません。

(4) 確定通知書

補助金交付額は、提出された実績報告書等を審査し、必要に応じて現地調査を行って確定し、補助金の額の確定通知書を交付します。

(5) 請求書提出

補助事業者が確定通知書を受領し、補助金の支払いを受けようとするときは、省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業支払請求書(様式第10)を提出してください。

協会は、補助事業者の指定した金融機関の口座に補助金を振り込みます。

7. その他の事項

(1) 補助事業者の義務

補助事業者は、補助金の交付を受けた省エネルギー型LPガス自動車について、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意義務を持って管理し、当該車両の効率的運用を図ってください。

(2) マークの掲示

補助金交付を受けた省エネルギー型LPガス自動車の見やすい場所に、協会が指定するマークを掲示してください。マークは、確定通知書とともに送付します。

(3) 現地調査

協会は、補助金の交付業務の適性かつ円滑な運営を行うために、必要に応じて所用の調査、現地調査を行います。

(4) 省エネルギー型LPガス自動車の処分

補助金の交付を受けて購入したLPガス自動車は、初度登録の日から3～6年間処分が制限されています。ここで、処分とは、補助金交付の目的に反しての使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄、担保に供することをいいます。(貸与する目的で取得したリース事業者が使用者を変更する場合、または割賦販売における所有権留保の解除により所有者を変更する場合を除きます。)

所有権留保の解除により所有者を変更した場合、3～6年間の処分制限は継承されます。

処分制限期間内にやむを得ない理由によって処分しようとする場合は、省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金取得財産処分承認申請書(様式第11)を提出し、協会の承認を得てください。

また、補助事業者の事業移管、企業の統合・合併などにより、引き続き同一または類似の用途に使用する場合にも、同じ書式により協会の承認を得てください。

この処分によって収入があった場合は、協会に報告してください。協会は、補助金交付額を限度として、収入の全部または一部の納付を請求することがあります。

(5) 不正行為の禁止

補助事業者が不正な行為を行った場合は、補助金交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。また、補助事業者の名称及び不正の内容を公表し、その後の補助金交付申請の受付を停止します。

補助金の返還期限は20日以内とし、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金を加えて返還しなければなりません。また、返還期限までに納付がない場合は、返還期限を越えた日から納付の日までの日数に応じ、未納金に対して年10.95%の割合で計算した延滞金を加えて返還しなければなりません。

(6) 申請書用紙等

補助金交付申請書等は、様式集(P.14)をコピーしてお使いください。また、協会のホームページからダウンロードすることもできます。

(7) お問い合わせ

その他本手引きに記載されていないこと、ご不明の点は下記までお問い合わせください。

日本LPガス協会 技術グループ(担当:岸、醍醐、竹下)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1 14 1

郵政互助会琴平ビル4階

TEL: 03-3503-5741

FAX: 03-3580-7776

ホームページ <http://www.j-lpgas.gr.jp/lgv/05.html>

8.別表

特種用途自動車

貨物輸送車	
化学工業車	給油車、タンク車など
粉粒体運搬車	粉粒体運搬車、飼料運搬車、石灰石運搬車、ビニールパウダ運搬車、セメント運搬車など
危険物タンク車	動植物油運搬車、アルコール類運搬車、濃硝酸運搬車、濃硫酸運搬車、液化アンモニア運搬車など
石油類タンク車	第一石油類運搬車、第二石油類運搬車、第三石油類運搬車、液化石油ガス運搬車など
コンクリートミキサー車	
冷蔵冷凍車	
塵芥車	
糞尿車	
その他用途車	給水車、現金輸送車、活魚運搬車、保温車、アスファルト運搬車、移動販売車など
非貨物輸送車	
工事作業車	架線修理車、高所作業車など
その他用途車	緊急車、移動無線車、医療防疫車、教習車

9. 記入例「省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請書」(様式第1)

1. 社印及び代表者印を捺印してください。ゴム印は不可です。

2. 代表者は、社長以外(取締役・部門長など)でも構いません。

3. 補助金交付申請に直接係る担当者を記入してください。

4. 自動車検査証の使用者欄に記載される名称を記入してください。

5. 廃止する予定のディーゼル自動車の自動車検査証を参照して記入してください。

6. 塵芥車・冷凍車等8ナンバーの特種車は、90日を超えても構いません。その場合、新車注文書を添付してください。

様式第1 (平成17年度)

受付番号

(自動車販売者/使用者一申請書一日本LPガス協会)
平成 17 年 5 月 6 日

日本LPガス協会 会長 殿

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請書

下記の通り、省エネルギー型LPガス自動車に転換いたしたく補助金の交付を申請いたします。

1. 申請者 (LPガス自動車の所有者が申請者となります。リース・割賦等を利用される場合は、リース会社等になります。)

名 称	〇〇〇〇株式会社		印
代表者 役職・氏名	取締役 村井真三郎		代表者印
所在地	東京都中央区吉川1-1-1 村井ビル		
担当者	部門名: 物流事業部	氏名: 内 誠	
	TEL: 03-3297-0000 FAX: 03-3298-0000 e-mail: o-ake@0000.co.jp		

2. 使用者 (リース契約等の場合は、契約者になります。車庫証明の申請書と同じ内容です)

名 称	〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所	
代表者 役職・氏名	所長 佐々木武	
使用の本拠の位置	神奈川県横浜中港地区綱島北5-1-1	

3. 廃止する予定のディーゼル自動車

自動車登録番号	横浜11い0000	車台番号	0000000000
所有者の名称	〇〇〇〇株式会社		
使用者の名称	〇〇〇〇株式会社		
廃止の方法	① 抹消 2. 売却 3. 譲渡		
廃止の時期	平成17年5月予定		

4. 省エネルギー型LPガス自動車の概要

車両登録予定日	平成17年6月20日予定 (申請日より90日以内のこと)		
自動車製造者名	1. いすゞ自動車 2. トヨタ自動車 3. 日産自動車 4. 三菱ふそうトラック・バス 5. 日野自動車 6. ダイハツ工業 ⑦ マツダ 8. 日産ディーゼル工業 9. スズキ 10. 富士重工 11. その他 ()		
車 名	タイタン	予定走行距離	月間 2000 km (稼働日数 毎月平均 20 日)
使用の用途	業 種 1. 製造業 ② 流通業 3. サービス業 4. 福祉・医療関係 5. 公共・公益事業 6. マスコミ・出版業 7. 土木建設 8. 金融業 9. 運輸業 10. 自治体 11. その他		
	使用形態 ① 市街地の配送 2. 中長距離配送 3. 工事・点検保守 4. 営業・セールス 5. 人員送迎 6. 清掃業務 7. レンタカー 8. その他 ()		
	区 分 ① 自家用 (白ナンバー) 2. 事業用 (緑ナンバー)		

5. 省エネルギー型LPガス自動車の詳細

① 車 両 型 式	PB-LPRSIANZX	② エンジン型式	4H61	
③ 車 両 重 量	2900 kg	④ 車両総重量	6065 kg	
⑤ 自動車の種別・用途	1. 軽自動車 2. 小型貨物自動車(4ナンバー) ③ 普通貨物自動車(1ナンバー) 4. 特種自動車(8ナンバー) [用途] 1 5. 乗合自動車(2ナンバー) [乗車定員] 名			
⑥ 重 量 区 分	1. 軽自動車 2. 軽量車(車両総重量1.7t以下) 3. 中量車(車両総重量1.7t超~3.5t以下) ④ 重量車(車両総重量3.5t超~8t未満) 5. 重量車(車両総重量8t以上)			
⑦ 改 造 方 式	① メーカー方式 2. LPG内部機関工率会方式 3. その他方式()			
⑧ 国土交通省型式指定番号又は改造認可番号	自開車第10176号			
⑨ 燃料の種類	① LPG専用 2. バイフューエル(ガソリン併用) 3. その他()			
⑩ 省エネルギー性能	燃費 :	km/L・kWh/L	CO ₂ 排出量 :	g/km・g/kWh
	燃費算出計算式 = 46.4 + (0.429 × CO ₂ 排出量 + 0.866 × HC排出量 + 0.273 × CO ₂ 排出量)			
⑪ 低排出ガス性能 単位: g/km・g/kWh	測定モード: 10-15モード/13モード	排ガス測定値: CO	HC	NO _x
	測定モード: 11モード	排ガス測定値: CO	HC	NO _x
⑫ 自治体の指定低公害車指定の有無	1. あり (八都県市・LEV6・その他[]) 2. なし			
⑬ 協会認定番号	129			
補助対象経費				
補助金交付申請額(補助対象経費の1/2)				

7. 架装後の予定値(計算値)を記入してください。

8. メーカー方式で、型式指定等(新型車届出・型式指定・輸入車特別取扱等)がされている場合には、「型式指定番号」「類別区分番号」を記入してください。それ以外の改造車の場合には「改造自動車等審査結果通知書」に記載される認可番号(例: 関整車第1234号)を記入してください。

9. 排出ガス性能は「初期値」のデータを記入してください。

10. 円未満は切り捨てになります。

記載上の注意

(1) 協会が「省エネルギー型LPガス自動車」に認定した車両は、⑬協会認定番号の記入で、⑫以降の記入が省略できます。

6. 担当する自動車販売者等

販売者名	〇〇〇〇 城北販売株式会社
所在地	〒113-0000 東京都文京区白山 1-1-1
担当者氏名	部門・営業所名 : 白山営業所 氏名 : 小 城 明彦 TEL : 03-3811-0000 FAX : 03-3811-0000 mail : a-kushiro@0000.co.jp

- 添付書類 :
1. 改造見積書の写し(協会の認定車のうちメーカー仕様車は不要)
 2. 車両概要書の請求又は改造等概要説明書(改造自動車等審査結果通知書)の写し(協会の認定車は不要)
 3. 自動車排出ガス試験成績書の写し(自動車製造者の社内測定又は改造事業者が受検した公約機関によるもの。協会の認定車は不要)
 4. 廃止する予定のディーゼル自動車の自動車検査証の写し
 5. 申請者が法人の場合、会社概要パンフレット又は登記簿謄本等(代表者・所在地・業務内容等が記載されたもの。自治体は不要)
 6. 申請者がリース会社等の場合、リース等許可証(国土交通省各陸運局陸運支局で発行されるもの)の写し
 7. リース契約等の見積書の写し(補助金が交付された場合、使用者に還元されることが明記されていること)
 8. 登録予定日が、申請日から90日を超える特種車の場合、新車注文書の写し

注意事項 : 本交付申請書の記載事項に変更が生じる場合は、すみやかに日本LPガス協会にご連絡ください。

10.実績報告書に貼付するLPガス自動車撮影例

1.外観



〔外観写真撮影例〕 前方斜めより自動車登録番号標及び架装の状態がわかるもの

2.燃料容器



〔燃料容器写真撮影例〕

11.省エネルギー型LPガス自動車補助金交付対象車マーク貼付例

補助金を交付された車両には下記のマークを貼付してください。



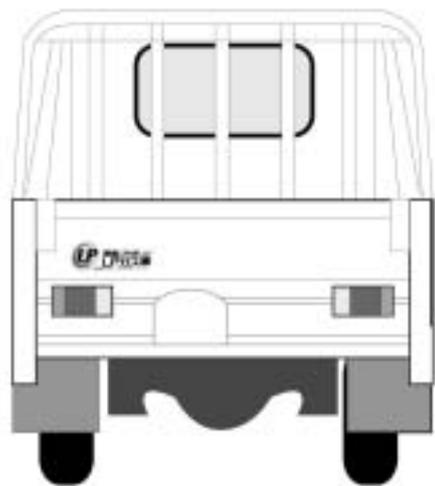
[マーク(カラー)]



[ライトバン貼付例・後]



[トラック貼付例・前]



[トラック貼付例・後]

平成17年度省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業

申請書・実績報告書・改造費用証明書等

平成17年度 様式集

- 様式第1 「省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請書」
- 様式第3 「省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請取下書」
- 様式第4 「省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請計画変更等承認申請書」
- 様式第7 「省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業実績報告書」
- 様式第10 「省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業支払請求書」
- 様式第11 「省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金取得財産処分承認申請書」
- 業務細則・様式1 「省エネルギー型LPガス自動車改造費用証明書」

各様式はコピーしてご使用ください。

様式第1（平成17年度）

受付番号	
------	--

（自動車販売者/使用者→申請者→日本LPガス協会）
平成 年 月 日

日本LPガス協会 会長 殿

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金交付申請書

下記の通り、省エネルギー型LPガス自動車に転換いたしたく補助金の交付を申請いたします。

1. 申請者（LPガス自動車の所有者が申請者となります。リース・割賦等を利用される場合は、リース会社等になります。）

申請者	名 称	フリガナ		印
	代 表 者 役 職 ・ 氏 名	フリガナ		代表者印
	所 在 地	フリガナ 〒		
	担 当 者	フリガナ	部門名：	氏名：
		TEL：	FAX：	e-mail：

2. 使用者（リース契約等の場合は、契約者になります。車庫証明の申請書と同じ内容です）

使用者	名 称	フリガナ
	代 表 者 役 職 ・ 氏 名	フリガナ
	使用の本拠の位置	フリガナ

3. 廃止する予定のディーゼル自動車

自動車登録番号		車台番号	
所有者の名称			
使用者の名称			
廃止の方法	1. 抹消 2. 売却 3. 譲渡		
廃止の時期	平成 年 月 予定		

4. 省エネルギー型LPガス自動車の概要

車両登録予定日	平成 年 月 日 予定（申請日より90日以内のこと）		
自動車製造者名	1. いすゞ自動車 2. トヨタ自動車 3. 日産自動車 4. 三菱ふそうトラック・バス 5. 日野自動車 6. ダイハツ工業 7. マツダ 8. 日産ディーゼル工業 9. スズキ 10. 富士重工 11. その他（ ）		
車 名	予定走行距離	月間	km（稼働日数 毎月平均 日）
使用の用途	業 種 1. 製造業 2. 流通業 3. サービス業 4. 福祉・医療関係 5. 公共・公益事業 6. マスコミ・出版業 7. 土木建設 8. 金融業 9. 運輸業 10. 自治体 11. その他		
	使用形態 1. 市街地の配送 2. 中長距離配送 3. 工事・点検保守 4. 営業・セールス 5. 人員送迎 6. 清掃業務 7. レンタカー 8. その他（ ）		
	区 分 1. 自家用（白ナンバー） 2. 事業用（緑ナンバー）		

5. 省エネルギー型LPガス自動車の詳細

省エネルギー型LPガス自動車の内容	① 車両型式		② エンジン型式		
	③ 車両重量	kg	④ 車両総重量	kg	
	⑤ 自動車の種別・用途	1. 軽自動車 2. 小型貨物自動車(4ナンバー) 3. 普通貨物自動車(1ナンバー) 4. 特種自動車(8ナンバー) [用途]] 5. 乗合自動車(2ナンバー) [乗車定員 名]			
	⑥ 重量区分	1. 軽自動車 2. 軽量車(車両総重量1.7t以下) 3. 中量車(車両総重量1.7t超~3.5t以下) 4. 重量車(車両総重量3.5t超~8t未満) 5. 重量車(車両総重量8t以上)			
	⑦ 改造方式	1. メーカー方式 2. LPG内燃機関工業会方式 3. その他方式()			
	⑧ 国土交通省型式指定番号又は改造認可番号				
	⑨ 燃料の種類	1. LPG専用 2. バイフュ・エル(ガソリン併用) 3. その他()			
	⑩ 省エネルギー性能	燃費:	km/L・kWh/L	CO ₂ 排出量:	g/km・g/kWh
		燃費算出計算式 = 464 ÷ (0.429 × CO ₂ 排出量 + 0.866 × HC排出量 + 0.273 × CO ₂ 排出量)			
	⑪ 低排出ガス性能 単位: g/km・g/kWh	測定モード: 10・15モード/13モード	排ガス測定値: CO HC NOx		
		測定モード: 11モード	排ガス測定値: CO HC NOx		
	⑫ 自治体の指定低公害車指定の有無	1. あり (八都県市・LEV6・その他[]) 2. なし			
	⑬ 協会認定番号				
補助対象経費					
補助金交付申請額(補助対象経費の1/2)					

協会認定車は協会認定番号のみで省略可

記載上の注意

(1) 協会が「省エネルギー型LPガス自動車」に認定した車両は、⑬協会認定番号の記入で、⑩以降の記入が省略できます。

6. 担当する自動車販売者等

自動車販売者等	販売者名			
	所在地	〒		
	担当者氏名	部門・営業所名:	氏名:	
TEL:		FAX:	e-mail:	

- 添付書類:
1. 改造見積書の写し(協会の認定車のうちメーカー仕様車は不要)
 2. 車両概要書等の諸元又は改造等概要説明書(改造自動車等審査結果通知書)の写し(協会の認定車は不要)
 3. 自動車排出ガス試験成績書の写し(自動車製造者の社内測定又は改造事業者が受験した公的機関によるもの。協会の認定車は不要)
 4. 廃止する予定のディーゼル自動車の自動車検査証の写し
 5. 申請者が法人の場合、会社概要パンフレット又は登記簿謄本等(代表者・所在地・業務内容等が記載されたもの。自治体は不要)
 6. 申請者がリース会社等の場合、リース等許可証(国土交通省各陸運支局で発行されるもの)の写し
 7. リース契約等の見積書の写し(補助金が交付された場合、使用者に還元されることが明記されていること)
 8. 登録予定日が、申請日から90日を超える特種車の場合、新車注文書の写し

注意事項: 本交付申請書の記載事項に変更が生じる場合は、すみやかに日本LPガス協会にご連絡ください。

?

様式第3（平成17年度）

平成 年 月 日

日本LPガス協会 会長 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

印

代表者役職・氏名

印

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金

交付申請取下書

平成 年 月 日付け補助金交付番号 をもって補助金の交付決定通知を受けた上記補助金の交付申請を、下記の理由により取下げたいので提出します。

記

交付申請取下げ理由

様式第4（平成17年度）

平成 年 月 日

日本LPガス協会 会長 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者役職・氏名

印

印

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金

交付申請計画変更等承認申請書

平成 年 月 日付け補助金交付番号 をもって補助金の
交付決定通知を受けた上記補助金の交付申請計画変更等について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更等の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2. 変更を必要とする理由

- （注） 1. 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合には、その旨も併せて記載すること。
2. 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

日本LPGガス協会 会長 殿

平成 年 月 日

省エネルギー型LPGガス自動車転換促進事業実績報告書

補助金交付番号

上記の補助金交付番号をもって補助金の交付決定通知を受けた転換補助事業について下記のとおり報告します。

申請者	名 称	フリガナ		印
	代 表 者 役 職 ・ 氏 名	フリガナ		代表者印
	所 在 地	フリガナ		
使用者	名 称			
	代表者の役職・氏名			
	使用の本拠の位置			
省エネルギー型LPGガス自動車	自動車製造者名		車 名	
	自動車登録番号		車 台 番 号	
	車 両 型 式		エ ン ジ ン 型 式	
	車 両 重 量	kg	車 両 総 重 量	kg
	車 両 区 分	1. 軽自動車 2. 小型貨物自動車（4ナンバー） 3. 普通貨物自動車（1ナンバー） 4. 特種自動車（8ナンバー）[用途：] 5. 乗合自動車（2ナンバー）[定員： 名]		
	重 量 区 分	1. 軽自動車 2. 軽量車（車両総重量1.7t以下） 3. 中量車（車両総重量1.7t超～3.5t以下） 4. 重量車（車両総重量3.5t超～8t未満） 5. 重量車（車両総重量8t以上）		
	改造事業者等の名称			
	協会認定番号又は改造認可番号等			
	燃 料 の 種 類	1. LPG専用 2. バイフューエル（ガソリン併用） 3. その他（ ）		
	省エネルギー性能	燃 費：	km/L・kWh/L	CO ₂ 排出量：
低排出ガス性能 単位：g/km・g/kWh	測定モード：10・15モード/13モード	排ガス測定値：CO HC NO _x		
	測定モード：11モード	排ガス測定値：CO HC NO _x		
補 助 対 象 経 費				円

協会認定車は省燃

添付書類

1. 写真（自動車登録番号標のついた当該車両の外観及び燃料容器を撮影したもの）
2. 自動車検査証の写し
3. 領収書等の写し（手形で支払った場合は、手形の写しも添付すること）
4. ディーゼル自動車の抹消、売却、譲渡等を証するものの写し
（抹消の場合は、抹消登録証明書、売却・譲渡の場合は、名義変更後の自動車検査証等）
5. リース契約等の場合、金額が記載されたリース契約書等の写し（補助金が交付された場合、使用者に還元されることが明記され、そのことを使用者が了解していること）
6. 省エネルギー型LPGガス自動車改造費用証明書（業務細則・様式1により改造事業者等が作成するもの、協会の認定車のうちメーカー仕様車は不要）

当該省エネルギー型LPガス自動車の写真を貼付してください。

1. 外観

(前斜めより自動車登録番号標及び架装の状態がわかるように撮影したもの)

2. 燃料容器

(燃料容器及びその周辺がわかるように撮影したもの。)

様式第10（平成17年度）

平成 年 月 日

日本LPガス協会 会長 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

印

代表者役職・氏名

印

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業

支払請求書

平成 年 月 日付け補助金の額の確定通知書に基づき、補助金の支払いを、
下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付番号

2. 支払い請求額

3. 振込先

（1）金融機関名

（2）支店名

（3）口座の種類

（4）口座番号

（5）口座名義

（ふりがな）

日本LPガス協会 会長 殿

（補助事業者）

住 所

氏名又は名称

代表者役職・氏名

印

印

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業補助金

取得財産処分承認申請書

省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業に係る補助金を受けて取得した財産の処分について、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする取得財産の内容

- (1) 補助金交付番号
- (2) 自動車製造者名・車名
- (3) 自動車登録番号

2. 処分の理由及び方法

- (1) 処分の理由
- (2) 処分の方法

（注1）処分の理由について、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載すること。
自己使用の場合は、用途を記載すること。

（注2）処分の方法について、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等のある場合、相手の住所、氏名、使用の場所、使用の目的及び条件などについて記載すること。
自己使用の場合は不要。

業務細則・様式1（平成17年度）

（製造者・改造事業者→自動車販売者→申請者・補助事業者→日本LPガス協会）

平成 年 月 日

日本LPガス協会 会長 殿

省エネルギー型LPガス自動車改造費用証明書

下記のとおり省エネルギー型LPガス自動車に改造したことを証明いたします。

1. 自動車製造者又は改造事業者名

名 称	フリガナ			印
代表者役職・氏名	フリガナ			代表者印
所 在 地	フリガナ 〒			
担 当 者	フリガナ		氏名：	
	部門名：	FAX：		e-mail：
	TEL：			

2. 省エネルギー型LPガス自動車の内容

区 分	1. ガソリン自動車より改造	2. ディーゼル自動車より改造
協会認定番号又は改造認可番号等		
製 造 者 名		車 名
車 両 型 式		エ ン ジ ン 型 式
車 台 番 号		

3. 補助対象経費

補 助 対 象 経 費	円
-------------	---

	個 数	単 価	合 計	備 考
LPG改造経費			円	
内訳 LPG燃料供給装置		円	円	
LPG燃料容器		円	円	
電子制御ユニット		円	円	
改 造 工 賃		円	円	
		円	円	

またはベース車との差額		円
-------------	--	---

注意事項：補助対象経費は、消費税等を含まない金額を記載してください。

申請窓口・お問い合わせ

日本LPガス協会 技術グループ

〒105 0001 東京都港区虎の門1 14 1 郵政互助会琴平ビル4階

☎03 3503 5741 FAX.03 3580 7776

URL <http://www.jlpgas.gr.jp>

この冊子は、経済産業省資源エネルギー庁の補助を受けて制作したものです。